

令和7年8月22日（金）、23日（土）の2日間、「東京都市計画道路幹線街路放射第10号線」（以下、放射第10号線）及び「東京都市計画道路幹線街路環状第8号線」（以下、環状第8号線）に関する都市計画素案についての説明会を開催しました。

主なご質問の要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【検討に関する内容】

Q1 放射第10号線はなぜ必要とされているのか？

A1

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）においては、道路整備の四つの基本目標を踏まえ、未着手の都市計画道路を対象に、15の検証項目に照らして「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施しています。

本路線については、15の検証項目の内、「交通処理機能の確保」の項目で必要性を確認しています。

Q2 計画内容再検討路線である放射第10号線が該当している特別な事由は何か？

A2

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）では、必要性の検証の結果、必要性は確認されたものの、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線として、計画内容再検討路線を位置付けております。

本路線は、特別な事由として、「骨格幹線道路網の形成に向けて検討が必要とされる路線」に該当することから、計画内容再検討路線に選定されています。

Q3 既定計画のままでよいのではないのか？支線を廃止するなどほかの案も考えられるのではないのか？

A3

本路線は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において計画内容再検討路線に位置付けられ、本線と支線の交差点形状について計画の実現性等を検証するとともに、支線の計画の必要性等を検証しました。

本路線では、現状の交差点に新たな都市計画道路を接続させると、交差点が五差路となり、道路構造令に整合しません。また、道路構造令に整合する交差点とするため、現道の付け替えによる交差点の四差路化の検討も実施しましたが、安全かつ円滑な交通処理の確保が困難であることを確認しました。

そのような中、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」（令和元年11月策定）における支線の検証を踏まえて、本路線の支線の在り方を検討しました。検討の結果、本路線の一部区間の廃止をしても、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな影響がないことを確認したため、放射第10号線の一部区間を廃止する都市計画素案を取りまとめました。

Q 4 なぜ、第四次事業化計画策定から9年間も検討に時間を要したのか？五差路が不可となることは、道路構造令が施行された当初からわかることなのに検討に時間がかかりすぎではないか？

A 4

都はこれまでも、事業化計画などに基づき、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるとともに、本路線も含め、適宜見直しを実施しています。

本路線は、現状の交差点に新たな都市計画道路を接続させると、交差点が五差路となり、道路構造令に整合しません。道路構造令に整合する交差点とするため、現道の付け替えによる交差点の四差路化の検討も実施しましたが、安全かつ円滑な交通処理の確保が困難であることを確認しました。

その様な検討状況の中、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」（令和元年11月策定）における支線の検証を踏まえて、本路線の支線の在り方を検討しました。

また、令和3年に全国道路・街路交通情勢調査結果が示され、こうした調査結果等も踏まえて検討を行い、都市計画素案を取りまとめました。

【都市計画手続きに関する内容】

Q 1 都市計画決定までどのくらいかかるのか？

A 1

今回の説明会での皆様からのご意見などを参考にして、今後、都市計画変更案を作成し、公告・縦覧を行います。この縦覧を行っている間、ご意見がある方は意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。都市計画変更素案説明会から都市計画変更の決定・告示まで、一般的に約半年から1年かかります。

Q 2 今後の都市計画手続きにおいて、関係区の意見を都が聴取することだが、区はどのような回答を行うのか？

A 2

北区としては、今回の都市計画変更素案について、特に異存がないといった考えです。

Q 3 都市計画決定された際は、住民へどのように周知するのか。「北区ニュース」に掲載されるのか？

A 3

都市計画決定の周知は東京都公報で行います。また、都市計画決定された際は「北区ニュース」へ速やかに掲載する予定です。

【その他に関する内容】

Q 1 説明会開催について、周知はどのように行っているのか？

A 1

説明会の周知につきましては、開催の約2週間前の8月8日からチラシ（お知らせ）を変更予定区間の沿道約50mの範囲に含まれる街区内の各戸に配布しました。また、8月10日号の「北区ニュース」にお知らせを掲載いたしました。

Q 2 第四次事業化計画の中で、放射第10号線のように、廃止がされた路線はどの程度あるのか？

A 2

令和7年8月22日時点で、第四次事業化計画の期間中に廃止や見直しの手続きを完了した路線は37路線、約17kmあります。都市計画の廃止を行った事例として、補助第98号線や、青梅3・5・29号線が挙げられます。

Q 3 放射第10号線の廃止を受けて、地区計画は見直しされるのか？

A 3

本路線は計画内容再検討路線に位置付けられているため、志茂地区防災街区整備地区計画において、路線整備を前提とした位置付けは行っていない。そのため、地区計画を変更する予定はありません。

Q 4 新荒川大橋をはじめ、周辺に渋滞している箇所が存在するが、対策を進めないのか？

A 4

三環状道路や残る主要な都市計画道路の整備による交通容量の拡大に併せて、公共交通の利便性向上等の様々な施策を総合的に展開し、渋滞のない快適な道路交通の実現を目指していきます。